

青少年モバイル利用環境の 健全化に向けた取組

2016/4/11



Content Evaluation and Monitoring Association
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

EMAの設立

総務大臣要請(平成20年4月)と総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の中間とりまとめにおける『第三者機関に期待される役割』

【第三者機関に期待される役割】

- 必要性 : コンテンツ事業者の自助努力を促進させるための仕組みを構築し、「利用者保護」と「コンテンツビジネスの発展」を両立させる環境の整備が必要
- 目的 : 青少年保護の視点から携帯電話のインターネット上におけるコンテンツの評価を行う
- 機能 :
 - ① コンテンツの評価基準の作成
 - ② コンテンツの審査及び認定
 - ③ コンテンツの監視

⇒ EMA設立、犯罪被害をはじめとしたトラブルの抑制に寄与

モバイルインターネットの変遷

2008年		現在
【デバイス】		
フィーチャーフォン	⇒	スマートフォン
【回線】		
3G	⇒	4G(LTE) + Wi-Fi
【方式】		
Web	⇒	Web + アプリケーション
【主なコミュニティサービス】		
掲示板、ミニメール、 etc...	⇒	メッセージャー、 動画、海外SNS、etc...

⇒EMA認定サービスでトラブル抑制が進む一方、認定サービス以外でのトラブルが増加

これまでの認定制度の対応

【接続機器・回線への対応】

2011年9月の認定基準の改定により、それまで認定対象を「携帯電話(フィーチャーフォン)向けサイト」としてURLで定義していたが、アクセスする機器を問わず認定基準を満たすように改定。

【アプリケーションへの対応】

2012年4月の認定基準の改定により、認定サイトの一部としてアプリケーションを含め、その運用管理体制をサイトを含め認定できるよう改定。

多様なサービス・多様な青少年 保護施策の評価の実現

多様なサービス・多様な青少年保護施策の評価を可能にするために、以下のEMA認定基準改定を予定(2016年5月改定予定)

《これまでの認定基準で求めている青少年保護施策》

- これまでの基準は、青少年保護施策のベストプラクティスを集約
- EMAが青少年利用におけるリスクを想定し、必要な対策・手法を指定



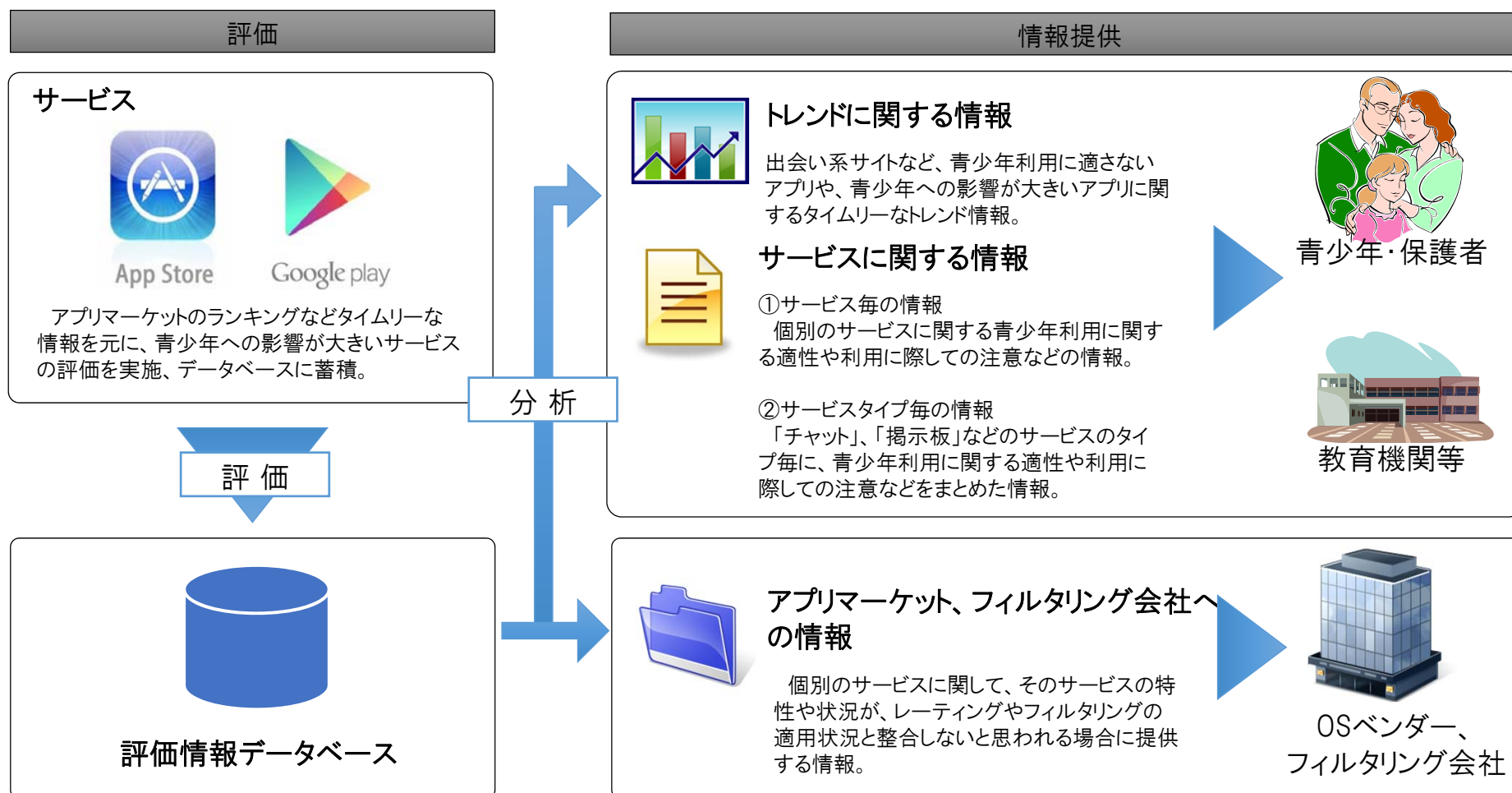
《改定後の認定基準で求められる青少年保護施策》

- 事業者が、提供サービスにおける青少年利用のリスクを自ら分析・評価し、リスクを最小化するために、サービスの特性に応じた取組みを講じる
- 事業者自らが、Plan、Do、Check、Actを実効的に機能する体制を整備することで「青少年保護・バイ・デザイン」を実現

評価・情報提供

- EMA認定サービス以外で犯罪被害をはじめとしたトラブルが増加している現状に対応するため、認定制度を通じて蓄積した青少年保護のノウハウを活用し、評価・情報提供を実施
- 青少年・保護者への注意喚起等、広く安心・安全にモバイルインターネットを活用するための情報を提供
- コンテンツサービスの評価情報と合わせて、OSのペアレンタルコントロール機能をはじめとした多様な青少年保護施策に関する情報の収集・評価を行い、より効果的・効率的な青少年保護を実現するために、OS事業者等との調整を推進していく

評価・情報提供(概要)



犯罪被害抑制に向けた取組

- 認定事業者をはじめとしたコンテンツプロバイダーを中心として、犯罪被害抑制を目的とした協議の場を創設予定
- 警察庁をはじめとした関係機関より犯罪被害の傾向について情報をご提供いただく
- EMAにおいて、調査・収集した情報を提供する
- サービス提供事業者から青少年保護の成功例等をご紹介いただく
- 犯罪被害の傾向に合わせて、具体的な対策を協議し、その内容をナレッジとして蓄積する
- ナレッジから、情勢に照らしたEMA認定基準の見直しを継続的におこなう

EMA運営における課題

- EMAは独立した第三者機関であるため、運営には関係者の協力が欠かせない
- 特にEMA認定制度以外の評価・情報提供、犯罪被害抑制に向けた取組に関しては、社会的ニーズが高いものの、収益面での課題が解決できていない
- EMAの活動について、関係各所のご賛同をあらためてお願いするとともに、第三者機関として、ご支援いただくスキーム構築をお願いしたい